

プラウド会員規約

第1条（基本理念）

医療従事者として、患者さんの生涯を通して、お口から身体の健康をサポートし、笑顔で「ありがとう」と言ってもらえる歯科医院の一員であるということにもっと自信と誇りを持ってもらいたい。

そして、その業務を毎日が充実した楽しいものにしてほしい。

ひとりひとりのスタッフが生きがいややりがいを持って業務を行うことで、それぞれの歯科医院の運営も安定し、そこから患者さんの健康や安心、信頼が生まれる。

そのことにより、地域医療の向上と発展に寄与できることを確信している。

近年の歯科業界を覆う閉塞感に風穴をあけ、新しい日本の歯科医療を創り上げるためには、歯科医療に携わるひとりひとりがパワーを発揮できるようになることが必要で、私たちの事業は、そんな歯科業界の未来づくりのための取組にしたいと考えている。

第2条（名称）

当会の名称をプラウドとする。

第3条（所在地）

東京都台東区台東 4-13-21 ユニゾ仲御徒町ビル 9階

第4条（目的）

当会は歯科衛生士を始めとする歯科医院スタッフの育成を目的とし、さまざまな実践的教育プログラムの提供やワークショップ形式による会員同士の学び合いの場を提供するとともに、勤務する歯科医療機関の経営環境についてのお互いの情報交換の場を提供するものとする。

第5条（活動内容）

DHP 定例研修会（個人会員・プレミアム医院会員）

DHP 企画セミナー

DHP プライベートセミナー

医院コンサルティング

各種セミナー企画運営

職業紹介

第6条（会員登録）

① 会員登録は所定の申込書もしくはサイト上の登録申込書に必要事項を記入して行うものとする。

② 本規約に同意のうえ所定の登録手続きを完了すると、申込者と当会との間で本規約を定めとする契約（以下「本契約」という）が成立し、会員としての資格を得ることができる。会員登録手続きは、会員となる本人もしくは医療機関が行うものとする。

- ③ 過去に会員登録が取り消された者やその他当会がふさわしくないと判断した者からの会員登録については登録を認めない場合がある。
- ④ 登録申し込みの際には、当会サイト上で注意事項をよく確認し、所定のフォームに必要事項を記載する。登録は真実かつ正確な情報をもって行う。
- ⑤ 会員登録期間は毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに会員または当会事務局のいずれからも申し出がない場合はさらに1年間会員登録の期間延長を行うものとする。

第7条（会員種別と会費）

① 個人会員

個人会員として登録しようとする者は、会の定める登録申込書を提出しなければならない。会費は無料とする。

② 医院会員

医院会員として登録しようとする者は、会の定める登録申込書を提出しなければならない。会費は無料とする。

③ プレミアム医院会員

プレミアム医院会員として登録しようとする場合は、会の定める登録申込書を提出し、会費を納めなければならない。会費は年会費105,600円（税込）とし、当会の定める納入方法に従い期日までに納入するものとする。

④ 賛助会員

賛助会員として登録しようとする場合は、会の定める登録申込書を提出し、会費を納めなければならない。

年会費は1口55,000円（税込）とし、当会の定める納入方法に従い期日までに納入するものとする。2年目以降の会費の納入は、各年度の3月末日までに納入するものとする。

第8条（退会）

会員が当会を退会しようとするときは、「退会届」もしくはサイトから退会申請を提出しなければならない。

会員登録期間の途中で退会する場合であっても、納入済みの会費は返還しない。途中退会の受付が完了した後、サービスの利用を停止する。プレミアム医院会員と賛助会員は、会費を指定された期限内に納めないときは、退会したものとみなす。

第9条（禁止事項）

会員は、次に掲げる行為を行う事を禁止する。

- ① 当会が会員に提供する会員番号を不正に使用し、又は他の利用者や第三者に使用させること。
- ② 当会の提供するシステムを会員の業務目的以外の用途に使用すること。
- ③ 当会の提供するシステムを違法行為もしくは違法行為と思料される用途に使用すること。
- ④ 当会の提供するシステムに、虚偽の情報を提供すること。

- ⑤ 当会及び当会の会員を誹謗・中傷する行為。
- ⑥ 当会の運営を妨害する行為。
- ⑦ 当会を利用して選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること。
- ⑧ 当会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。
- ⑨ 当会を利用してネットワークビジネス及びそれに類するビジネスの営業行為を行うこと。
- ⑩ 会員たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本会の許可なく使用すること。

第10条（本規約の改定）

当会は、本規約を任意にいつでも改定することができるものとし、本規約に追加の規定、条件等を定めることができる。本規約の改定および規定、条件の追加等は、当会のサイトに掲示したときにその効力を生じるものとする。

第11条（個人情報）

会員の個人情報を別途サイト上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

第12条（事務局・運営）

当会は株式会社 DHP を事務局として運営するものとする。

附則

制定日：平成 30 年 3 月 1 日

改定日：平成 30 年 9 月 1 日

改定日：令和元年 10 月 1 日

改定日：令和元年 11 月 1 日

改定日：令和 2 年 4 月 1 日

改定日：令和 2 年 9 月 1 日

改定日：令和 3 年 4 月 1 日